

## 荒川区の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考)23年度の 人件費率
24年度	206,749 人	82,643,006 千円	2,029,448 千円	16,440,398 千円	19.9 %	19.7 %

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)23区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	1,493 人	5,785,178 千円	1,914,746 千円	2,331,366 千円	10,031,290 千円	6,719 千円	6,924 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

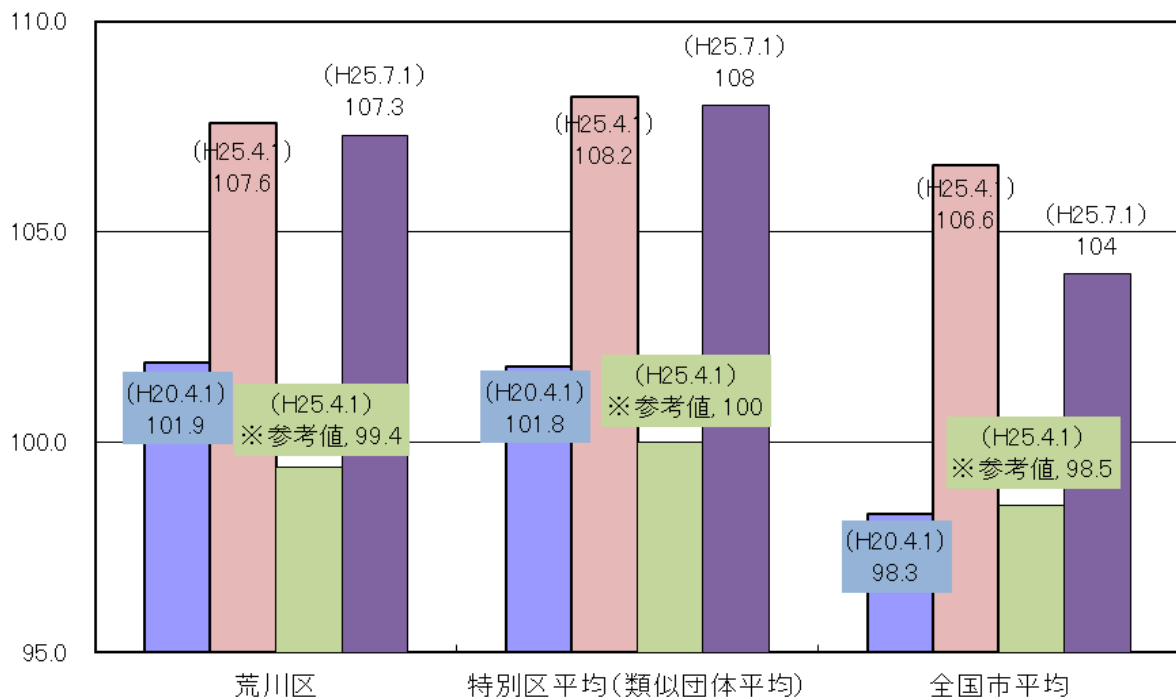
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) 特記事項

##### (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	荒川区では昭和58年度以降、行財政改革を主体的・精力的に推進し、職員数の削減及び総人件費の抑制に取り組んでいるため、実施していない。
-------------------	--

#### (4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

## (5) 給与改定の状況

### 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	406,788円	407,376円	588円 (0.14%)	0.14%	0.14%	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

### 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	3.97月	3.95月	0.02月	改定なし	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
荒川区	40.9歳	313,086円	426,790円	389,372円
東京都	41.9歳	329,002円	458,619円	406,474円
国	43.1歳	307,220円 (332,446)円	-	376,257円 (405,463)円
特別区	42.5歳	325,508円	445,802円	403,409円

#### 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
荒川区	48.4歳	148人	307,478円	412,729円	381,931円	-	-	-	-
清掃職員	47.0歳	65人	313,312円	452,309円	395,631円	廃棄物処理業従事員	44.6歳	290,600円	1.56
用務員	49.3歳	75人	301,134円	377,855円	369,363円	用務員	53.7歳	202,700円	1.86
その他	51.6歳	8人	302,576円	406,213円	388,449円	-	-	-	-
都	47.4歳	1,619人	302,576円	406,213円	370,474円	-	-	-	-
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850)円	-	309,534円 (325,400)円	-	-	-	-
特別区	49.0歳	平均365人	305,850円	412,238円	379,788円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C / D
荒川区	-	-	-
清掃職員	6,957,098円	3,980,600円	1.74
用務員	5,975,344円	2,809,400円	2.13

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22～24年の3ヶ年平均）  
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### 教育職（小・中学校（幼稚園））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	35.6歳	305,922円	393,443円
東京都	41.2歳	350,213円	445,556円
特別区	38.8歳	322,838円	436,075円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

#### (2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		荒川区	東京都	国
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	172,557円 (181,200)円
	高校卒	143,000円	142,700円	133,418円 (140,100)円
技能労務職	高校卒	134,900円	137,200円	- 円

(注)国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

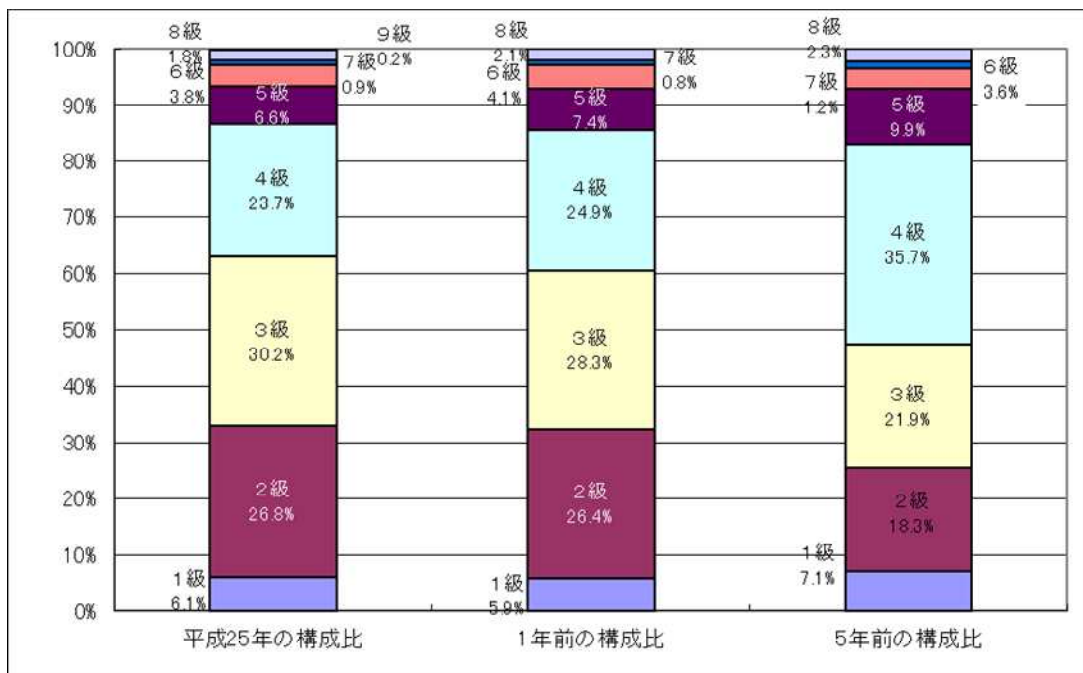
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,229円	355,653円	382,363円	413,778円
	高校卒	218,000円	306,813円	337,138円	365,800円
技能労務職	高校卒	- 円	268,900円	308,571円	331,578円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	統括部長	2人	0.2%	451,600円	546,100円
8級	部長	17人	1.8%	337,200円	518,600円
7級	統括課長	9人	0.9%	284,000円	460,600円
6級	課長	36人	3.8%	256,000円	447,100円
5級	総括係長	63人	6.6%	- 円	443,600円
4級	係長	226人	23.7%	219,500円	411,500円
3級	主任主事	288人	30.2%	195,500円	369,900円
2級	相当高度な知識または経験を必要とする主事	256人	26.8%	166,100円	339,000円
1級	上記各職務の級に属さない主事	58人	6.1%	138,400円	305,100円

- (注) 1 荒川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

##### 1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

なお、平成19年度から能力・業績に基づく新たな人事考課制度を実施しています。

##### 2. 昇給への勤務成績の反映状況

この勤務成績の評定結果を参考にして、昇給区分（6～0号）を決定しています（良好な成績の場合は4号昇給）。平成25年4月1日の昇給において、一般行政職の職員（955名）のうち、成績上位者への昇給区分（6号、5号）に決定されたものは、280名であり、割合は29.3%でした。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

荒川区	東京都	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,515千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,617千円	-
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 3～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。 なお、平成19年度から能力・業績に基づく新たな人事考課制度を実施しています。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況 この勤務成績の評定結果を参考にして、勤勉手当の支給割合(成績率)を決定しています。 (管理職については、10500/10000～9500/10000の間で5段階、管理職以外の職員については、11423/10000～9450/10000の間(平成25年6月期)、11519/10000～9450/10000の間(平成25年12月期)で決定。)</p>
---

### (2) 退職手当(25年4月1日現在)

荒川区	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 22.33月分 勤続25年 31.33月分 勤続35年 46.91月分 最高限度額 46.91月分 ・その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)
1人当たり平均支給額 929千円 24,250千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	1,075,286千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	698,688円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	18%	1,477人	18%

### (4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	17,198千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	91,968円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	9.6%
手当の種類(24年度手当数)	3種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定危険現場手当	工事監督業務・ 検査業務等従事 職員	工事の監督等に従事する 職員が建築現場等において、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所勤務した場合等	日額 280～380円
保健福祉業務手当	生活保護業務・ 保健所業務等従 事職員	訪問員として生活保護法等に定める業務を行うため、家庭等の訪問業務に従事した場合等	日額 160～720円
清掃業務従事職員特殊勤務手当	清掃業務従事職員	ごみの収集作業又は自動車による運搬作業に従事したとき等	日額 700円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	317,108千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	226,506円
支給実績(23年度決算)	287,206千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	202,686円

### (6) その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,700円</li> <li>配偶者を欠くときの第1子 13,700円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 1人5,500円</li> <li>満16歳となる年度初めから満22歳となる年度末までに該当する子 1人4,000円加算</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者を欠くときの扶養親族 1人11,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 1人6,500円</li> <li>満16歳となる年度初めから満22歳となる年度末までに該当する子 1人5,000円加算</li> </ul>	97,699千円	171,402円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養親族のいる世帯主 8,800円</li> <li>扶養親族のいない世帯主 8,300円</li> <li>単身赴任手当が支給される職員で、配偶者等の住居経費を負担する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>扶養親族のある者 4,400円</li> <li>扶養親族のない者 4,100円</li> </ul> </li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>家賃が23,000円以下のとき (家賃-12,000円)</li> <li>12,000円を超える住居を借りている職員 家賃が23,000円を超えるとき (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 (限度額27,000円)</li> <li>単身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が借家・借間に居住する者</li> <li>上記の手当額の2分の1</li> </ul>	90,080千円	94,523円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
通勤手当	<p>(異なる内容のみ記載) ・交通用具(自動車等)使用者へは距離に応じて支給する。</p> <p>片道5km未満 2,600円 片道5km以上10km未満 3,000円 片道10km以上15km未満 5,000円 片道15km以上20km未満 7,000円 片道20km以上25km未満 9,000円 片道25km以上35km未満 11,000円 片道35km以上 13,000円</p> <p>通勤不便等のとき 2,600円～20,400円 身体障害者 3,900円～24,900円</p>	異なる	<p>・交通用具(自動車等)使用者へは距離に応じて支給する。</p> <p>片道5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,100円 片道10km以上15km未満 6,500円 片道15km以上20km未満 8,900円 片道20km以上25km未満 11,300円 片道25km以上30km未満 13,700円 片道30km以上35km未満 16,100円 片道35km以上40km未満 18,500円 片道40km以上45km未満 20,900円 片道45km以上50km未満 21,800円 片道50km以上55km未満 22,700円 片道55km以上60km未満 23,600円 片道60km以上 24,500円</p>	177,116千円	145,535円
管理職手当	<p>管理監督の地位にある職員の職の特殊性に基づき支給される手当</p> <p>91,100～142,400円</p>	異なる	<p>46,300円～146,400円</p>	90,082千円	1,185,289円
初任給調整手当	<p>専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、支給される手当</p> <p>医療職給料表(一)の職務にある職員 52,000～175,100円</p>	異なる	<p>支給対象者は医療に加え、科学技術の専門知識を有する職員があり、また勤務地により異なる</p> <p>16,900～410,900円</p>	6,593千円	1,648,250円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当</p> <p>1回あたり 10,000～18,000円 (勤務時間等により異なる)</p>	異なる	<p>1回あたり 6,000～27,000円 (勤務時間等により異なる)</p>	1,053千円	47,864円
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴う転居のため単身で生活する職員へ支給される手当</p> <p>基礎月額 20,000円 加算月額 3,000～7,000円 (距離に応じて支給)</p>	異なる	<p>基礎月額や距離に応じた加算月額が異なる</p> <p>基礎月額 23,000円 加算月額 6,000～45,000円 (距離に応じて支給)</p>	376千円	125,333円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (24年度決算)
休日給	休日に正規の勤務時間中に勤務すること命じられた職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 ×135/100	同じ	-	35,736千円	148,900円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員へ支給される手当 (単価) 勤務1時間当たり給与額 ×25/100	同じ	-	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される手当 5時間以上 9,100円 5時間未満 4,550円	異なる	常直勤務 月額21,000円 普通日直・特別日直 4,200~20,000円 (但し5時間未満は50/100)	4,438千円	70,444円

## 5 特別職の報酬等の状況(25年4月1日現在)

区分		給料月額	額等
給料	副 区 長	1,141,000円 915,000円	(参考)特別区における最高/最低額 1,248,000円 / 964,800円 1,009,000円 / 772,200円
	議 副 議 長 員	915,000円 783,000円 601,000円	956,000円 / 857,300円 813,000円 / 743,000円 621,000円 / 584,100円
期末手当	副 区 長	(24年度支給割合) 3.50月分	
	議 副 議 長 員	(24年度支給割合) 3.50月分	
退職手当	区 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 区 長	給料月額 × 在職年数 × 500/100 給料月額 × 在職年数 × 400/100	22,820千円 14,640千円 任期ごと 任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

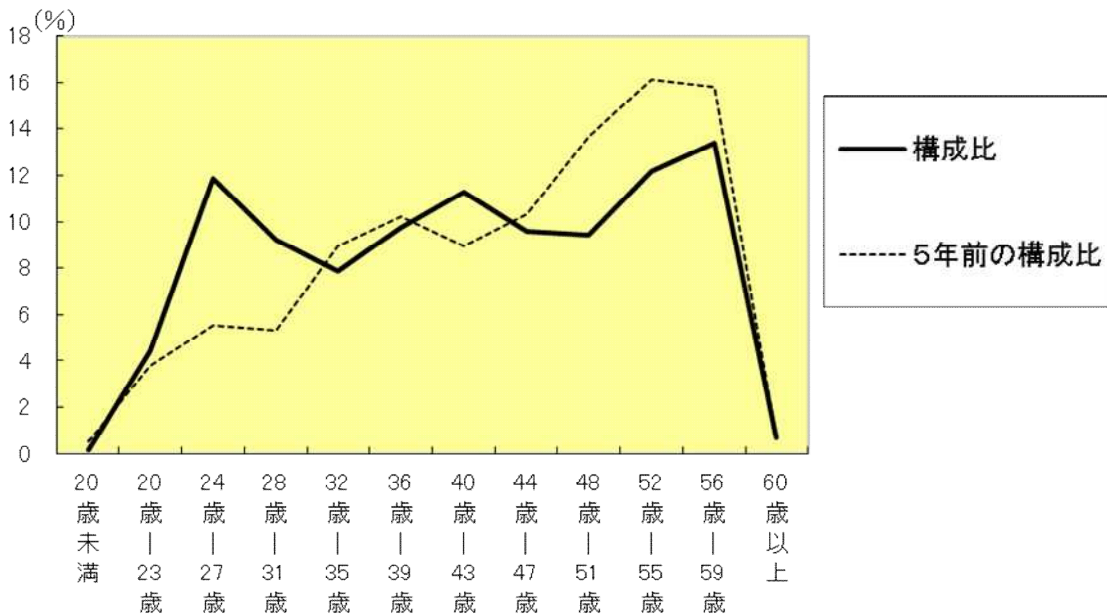
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成25年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成24年	平成25年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	11	0	育休代替任期付職員の増等
		総務	287	293	6	
		税務	52	52	0	
		民生	501	494	7	
衛生		227	220	7		
労働商工土木		3	3	0		
			29	29	0	
			153	148	5	防災都市づくり部組織改正に伴う執行体制の見直し等
		計	1,263	1,250	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.46人 (特別区57.07人)
	教育部門		231	228	3	育休代替任期付職員の減等
	小計		1,494	1,478	16	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.49人 (特別区65.17人)
公営企業部門	国民健康保険事業等		80	79	1	育休代替任期付職員の減等
	小計		80	79	1	
合計			1,586 [1,552]	1,557 [1,542]	17 [5]	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.31人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	3人	69人	185人	143人	123人	152人	176人	149人	147人	190人	209人	11人	1557人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,321	1,310	1,293	1,286	1,263	1,250	71( 5.7%)
教育	215	216	222	226	231	228	13(5.7%)
普通会計計	1,536	1,526	1,515	1,512	1,494	1,478	58( 3.9%)
公営企業等 会計計	73	75	75	74	80	79	6(7.6%)
総合計	1,609	1,601	1,590	1,586	1,574	1,557	52( 3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した職員数。